公益社団法人　伊豆の国市シルバー人材センター職群班設置要領

（目的）

第１条　公益社団法人伊豆の国市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の職群班の設置に関する必要な事項を定め、会員の共働・共助を基に、連帯意識や自主性を高め、会員間の親睦、就業調整、作業遂行の確認等の活動を行うことにより、センター事業の発展に寄与することを目的とする。

（職群組織）

第２条　職群組織は原則として植木、除草等同じ職種の仕事に就業する５人以上の会員のグループ（以下「職群班」という。）とし、その名称は、構成会員（以下「班員」という。）が設置の際に名付ける。

２　前項の規定にかかわらず、必要があるときには、施設管理等同じ場所で就業する会員で職群班を構成することができる。

３　職群班の設置については、あらかじめ適正就業委員会の協議を経て、理事会の承認を得るものとする。

（職群班の活動）

第３条　職群班は、次の各号に定める活動を行うものとする。

（１）　受注から完了までの諸手続き（第２条第２項の職群班は除く）

（２）　安全、公平・適正就業の徹底

（３）　技術、技能習熟のための訓練、後継者育成

（４）　会員の親睦、交流

（職群班のリーダー等）

第４条　職群班の活動を円滑に推進するため、職群班にリーダーを置く。

２　リーダーは、当該班員が互選したものを理事長が委嘱する。

３　リーダーは、必要に応じ副リーダーを指名することができる。リーダーは副リーダーを指名した場合は、速やかに理事長に報告するものとする。

（リーダー等の任期）

第５条　リーダーの任期は２年とし、副リーダーの任期は、リーダーの任期の終了の日までとする。

２　リーダー等は、再任を妨げない。

（リーダー等の役割）

第６条　リーダーは、第３条に掲げる職群班の活動を行うため、次の職務を行うものとする。

（１）　センターとのパイプ役となり、班員への受注した仕事の提供、配分、就業機会の調整を図る。（第２条第２項の職群班のリーダーは除く。）

（２）　器具資材や残材処理等の手配を行う。（第２条第２項の職群班のリー

ダーは除く。）

（３）　仕事の完了確認及び報告を行う。

（４）　安全、公平・適正就業を推進する。

（５）　前各号のほか、作業計画の変更、その他緊急事態が生じたときのセンターへの連絡調整。

（リーダー活動費）

第７条　リーダーが前条に掲げる職群班の活動を遂行した場合にリーダー活動費を支給する。ただし、支給する職群班については理事長が決定する。

２　前項の経費は、一人当たり年間6,000円を限度とし、年度途中で交代した者は月割り額とする。

（会議）

第８条　職群班の会議は、必要に応じ理事長又は当該職群班のリーダーが招集する。

（委任）

第９条　この要領に定めのない事項については理事長が定める。

附　則

（施行期日）

この要領は、平成２７年１１月６日より施行する。